

## 1. 個人情報の利用目的について

- 当社および生命保険募集人は、個人情報を主に次の利用目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。詳細は当社の「プライバシーポリシー」をご確認ください。
- (1) 各種保険契約のお引き受け等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- (2) 犯罪収益移転防止法に基づくご本人の確認等や、金融サービスをご利用いただく資格等の確認のため
- (3) 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- (4) 各種保険契約のご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等、継続的なお取引における管理のため
- (5) 各種保険契約の解約やその他契約関係終了後の事後管理のため
- (6) 契約(当社とお客さまとの間の契約および当社の業務に直接的または間接的に関連する契約をいいます。)や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (7) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求およびそれらのために引受保険会社等(海外にあるものを含みます。)に個人情報の提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。)
- (8) お客さま等からのご要望・お問い合わせの対応やアフターサービス等を実施するため
- (9) 当社、当社のグループ会社\*および委託先が行う各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理  
\*グループ会社とは、MS&ADインシュアランスグループの国内・海外保険会社、再保険会社、関連事業会社です。

- (10) ご契約の履歴およびご契約者さま専用インターネットサービス(以下「契約者WEB」といいます。)の閲覧履歴等を分析して、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの各種ご提案・ご案内を行うため
- (11) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの広告・宣伝・販売促進活動
- (12) 市場調査ならびにご契約の履歴および契約者WEBの閲覧履歴等の分析やアンケート等の実施とその結果のデータ化、分析および統計処理による商品の開発やサービスの向上
- (13) ダイレクトメール・景品・謝礼の発送等、金融商品やサービスに関する各種提案のため
- (14) その他、当社がご提供する金融商品やサービスを適切かつ円滑に履行するため

- 保険契約は契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。そのため、あらかじめ特定した利用目的の範囲で、契約者の個人情報を被保険者や受取人に対して、被保険者の個人情報を契約者や受取人に対して、受取人の個人情報を契約者や被保険者に対して、それぞれ提供させていただくことがあります。

- 当社は個人情報保護に対する取り組み姿勢として「プライバシーポリシー」を策定しております。その内容および主な商品やサービスの内容については、「ご契約のしおり・約款」や当社ホームページ(<https://www.ms-primary.com>)にてご確認ください。

## 2. センシティブ情報のお取り扱いについて

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいいます。)、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

- (5) 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (6) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (7) 適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

# 死亡保険金・死亡一時金

## 請求ガイド

～ご請求の前に必ずお読みください～

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

### もくじ

1	ご請求からお受取りまで	P.1
2	お手続きに関するご注意	P.3
3	必要書類の準備	P.5
4	続柄確認のための追加書類	P.7
5	受取人確認のための追加書類	P.9
6	お受取り方法のご選択	
	遺族年金受取	P.11
	引き続き年金での受取	P.12
7	事実確認が必要な場合	P.13
8	災害死亡保険金のお支払い事例	P.14
9	死亡保険金・死亡一時金と税金について	P.15
10	マイナンバー制度に関するお知らせ	P.17

### \*本冊子について

この冊子は、保険金のご請求とお受取りに関する手順および、お客さまからのご照会が多い事項について、まとめた冊子です。

ご不明な点がございましたらご連絡・ご相談ください

フリーダイヤル **0120-81-8107** (通話料無料)

9:00～17:00 月曜日～金曜日(年末年始、祝日を除きます。)



この制作物は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって伝わりやすいデザインであると認証したものです。



# 1 ご請求からお受取りまで

死亡保険金・死亡一時金のご請求からお受取りまでの流れについてご確認ください。

## ステップ 1 必要書類をご記入・ご用意ください。



お客さま

【お手続きに関するご注意】 3～4ページ を併せてご確認ください。

### ●必要書類(請求書・診断書など)をお取り揃えください。

ご用意いただく書類は受取人のご指定状況等によって異なります。必要書類の内容については、同封の「死亡保険金・死亡一時金請求手続きのご案内」をご確認ください。

※公的書類や診断書をご用意いただく際の費用は請求者さまのご負担になります。  
※ご提出いただいた書類は原則ご返却できませんのでご了承ください。  
※事前にお受取り金額の確認を希望される場合は、別途書類でのお手続きが必要になります。  
フリーダイヤル0120-81-8107(通話無料)にご連絡ください。



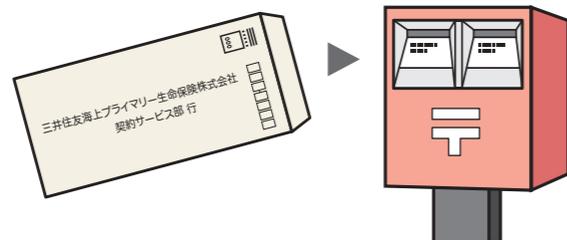
### ●死亡保険金・死亡一時金のお受取り方法は、「一括受取」や「遺族年金受取」または「引き続き年金での受取」が選択できます。

※「一括受取」以外でのお受取りをご希望の場合は 11・12ページ をご確認ください。

## ステップ 2 専用返信封筒(※)に入れ、投函してください。



お客さま

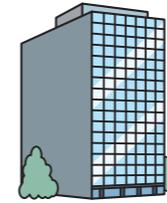


※大きい封筒や簡易書留用の封筒をご希望の場合はフリーダイヤル0120-81-8107(通話料無料)にご連絡ください。

## ステップ 3 ご請求の内容を確認いたします。



当社



- 書類に不備がある場合は、当社より電話または文書にてご連絡いたします。
- 1つのご契約に複数の受取人が指定されている場合、全員の書類が完備してからのお受取りになります。

5営業日以内  
当社に不備のない書類が到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内

### 事実確認が必要な場合がございます。

事故状況や死亡に至った経緯などについて、ご遺族さま・医療機関・関係機関等に事実確認をさせていただく場合がございます。その場合、ご遺族さまに当社よりご連絡させていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。  
事実確認の詳細については、13ページ をご確認ください。

## ステップ 4 保険金等をお受取りいただきます。



お客さま



数日後

## ステップ 5 「お手続き完了のお知らせ」をお受取りいただきます。



お客さま

- 「お手続き完了のお知らせ」は、税金のお手続きなどにご利用いただけます。



## 2 お手続きに関するご注意

### 1. 保障内容について

- 被保険者が亡くなられた場合、「死亡保険金」または「死亡一時金」をお支払いいたします。

死亡保険金	・ 個人年金保険の積立期間中または終身移行型有期年金特約付加契約 ・ 終身保険
死亡一時金	・ 個人年金保険の年金支払期間中 (年金総額保証終身年金、年金総額保証型特別勘定年金、終身移行型有期年金特約付加契約を除く)

※商品により「災害死亡保険金」「要介護一時金」等のお支払いがある商品もございますので、保険証券等により保障内容をご確認のうえ、ご請求くださいますようお願いいたします。

### 2. ご請求にあたって

- ご記入いただいた日中連絡先に当社担当者が事前にご連絡のうえ、お伺いさせていただく場合がございます。
- 事故状況や死亡に至った経緯などについて、ご遺族さま・医療機関・関係機関等に事実確認をさせていただく場合がございます。**  
事実確認を実施する場合の支払期限は約款にて定めております。約款に定める日数以内にお支払いできなかった場合には、お支払いすべき金額に、法令に定められた所定の遅延利息をお付けいたします。
- 死亡保険金・死亡一時金請求に際し取得させていただいた個人情報について「支払査定時照会制度」に登録させていただきますので下記についてご確認ください。
  - ・お支払いの判断を目的に当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する情報を共同して利用いたします。
  - ・「支払査定時照会制度」にて各生命保険会社で相互照会される情報の範囲などは「ご契約のしおり・約款」および当社ホームページにて掲載しています。

### 3. 請求書について

- 請求書は受取人1名につきご契約1件ごとにご提出いただけます。
- 必ず請求者(親権者・後見人)ご本人さまがご記入ください。
- 振込口座は受取人ご本人名義の口座をご指定ください。**なお、ゆうちょ銀行口座をご指定の場合、貯金残高によっては、限度額超過等の理由によりお振込みができない場合がございますのでご注意ください。お振込みにあたっては、国内金融機関の口座のみのお取扱いとさせていただきます。(海外送金はお取扱いできません)

### 4. お支払いについて

- 死亡保険金・死亡一時金は、「被保険者が死亡した日」における約款所定の金額となります。**
- 被保険者が亡くなられた場合でも、免責事由に該当する場合など、死亡保険金・死亡一時金をお支払いできない場合がございます。その場合は、当社からご連絡いたします。
- お支払いする死亡保険金・死亡一時金から次の金額を差し引いてお支払いする場合がございます。

- 契約者貸付制度によるご利用残高がある場合の貸付金元利相当額
- 被保険者が亡くなられたあとに支払われた年金があり、その差引きを死亡保険金・死亡一時金の受取人が同意された場合の支払済年金額
- 被保険者が亡くなられたあとに支払われた一部引出金・定期支払金・生存給付金があり、その差引きを死亡保険金受取人が同意された場合の一部引出金・定期支払金・生存給付金
- 平準払商品において、被保険者が亡くなられた日の属する月までの月払保険料が未納の場合、その保険料

- 平準払商品において、被保険者が亡くなられた日の属する月の翌月以降の前納または一括入金された保険料等がある場合には、円貨でご返金いたします。

### 5. お手続き結果について

お手続き完了後、「お手続き完了のお知らせ」を送付いたします。  
税金のお手続きにご利用いただけますので、大切に保管ください。

#### ! 外貨建契約のリスクについて〈外貨建契約のみ〉

- 外貨建契約について、「死亡保険金・死亡一時金請求書」にて円支払特約を付加し、「死亡保険金・死亡一時金」を円貨に換算して受取ることができます。**死亡保険金の円換算は、会社が不備のない請求書類を受付けた日における当社所定の円支払特約為替レートを適用して行いますので、外国為替相場の変動による影響を受けます。**
- 外貨建契約における死亡保険金額は各契約通貨建の金額にてご案内させていただいております。**外貨でのお受取り金額が変わることはありませんが、円換算し、円貨でのお受取りになる場合には、適用日の為替レートの状況により、円貨でのお受取り金額が変わります。円貨でのお受取りをご希望の場合には、前項をご確認のうえ、ご請求ください。**
- 外貨による送金の場合、送金手数料は請求者のご負担となる場合がありますので、ご了承ください。また、お振込み金融機関により送金手数料以外にも費用がかかることがあり、お受取りいただく額が減少する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

# 3 必要書類の準備

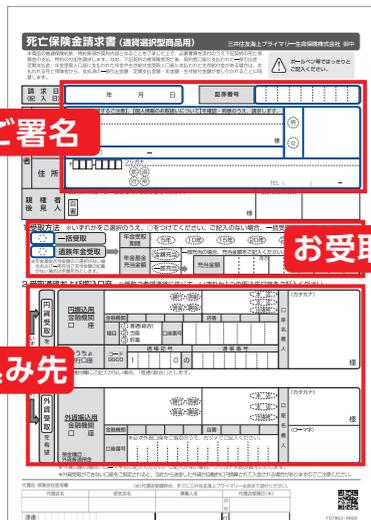
お手続きには、「**①請求書**」、「**②被保険者の死亡診断書**」、「**③請求者さまの本人確認書類**」、の3つの書類および「**保険証券(年金証書)**」が必要となります。「**保険証券(年金証書)**」は紛失した場合でもお取り扱いできます。

指定された受取人からのご請求でない場合は **7-8ページ** もご参照ください。

## 必要書類を準備するにあたってのポイント

- 公的書類は発行日より**6か月以内**のものをご提出ください。
- 1つのご契約に複数の受取人が指定されている場合は、**受取人ごとに①請求書③本人確認書類が必要**です。

### ① 請求書



**ご署名**

**お振込み先**

**お受取り方法**

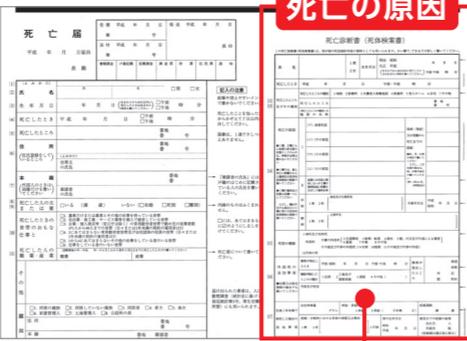
住所は「**③請求者さまの本人確認書類**」記載の住所をご記入ください。  
お手続き完了後に、当社から「お手続き完了のお知らせ」等をお送りいたします。

**使用目的**

以下の項目を確認します。

- ・ 請求者さまのご署名
- ・ 保険金等のお受取り方法
- ・ 保険金等のお振込み先

### ② 被保険者の死亡診断書



**死亡の原因**

**死亡届のコピーをご提出される場合はこちら側をご提出ください。**

病院や公的機関または他の保険会社の死亡診断書(死体検案書)をお取付いただいている場合は、そのコピーのご提出でもお取扱いできます。(当社でご用意した同封の死亡証明書はご提出不要です)コピーは医師の記名または、押印が確認できない場合は再提出をお願いすることがあります。

**使用目的**

被保険者の死亡の原因等を診断書にて確認します。

### ③ 請求者さまの本人確認書類

**【表面】**



**【表面】**

国民健康保険  
被保険者証

有効期限 ×○. 9.30  
資格取得日 S61.11. 1  
記号 番号  
氏名 山田 太郎  
生年月日 S40.11.11 性別 男  
世帯主 山田 太郎  
住所 ○○区○○町0丁目0番00号  
保険者番号 保険者名称 ○○区

**【裏面】**



**【裏面】**

住所 東京都○○区○○町0丁目0番00号

備考

以下欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることが出来ます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。  
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した状態のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。  
2. 私は、心臓が停止した状態に限り、移植の為に臓器を提供します。  
3. 私は、臓器を提供しません。  
(1)又は(2)を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

(特記欄)  
署名年月日: 年 月 日  
本人署名(白印): 山田太郎 家族署名(白印):

- ・ 運転免許証や健康保険証等で、有効期限内のもののコピーをご提出ください。
- ・ 裏面に必須項目(氏名・住所・生年月日・書類名称)がある場合は、裏面も必ずコピーしてください。
- ・ 健康保険証のコピーは、記号・番号・保険者番号を黒く塗りつぶしてください。

**使用目的**

請求者さま(権利者さま)ご本人からの請求であることを確認します。

指定された受取人からのご請求の場合は、**①～③**の書類をご用意ください。 受取人が未成年者の場合や改姓・改名している場合等は、**9-10ページ** もご参照ください。

## 4 続柄確認のための追加書類

### 続柄確認のために戸籍謄本が必要な場合

死亡一時金のご請求で後継年金受取人(\*1)未指定の場合や、受取人が既に亡くなっている場合などは、請求者さまと亡くなられた方との続柄を確認させていただくために複数の戸籍謄本(コピー)(\*2)をご用意いただくことがございます。

同封の「死亡保険金・死亡一時金請求手続きのご案内」をよくご確認のうえ、必要書類をお取り揃えください。

\*1 年金受取人が死亡した場合に年金受取人の権利を承継する方。

\*2 戸籍謄本に代えて、法定相続情報証明制度に基づき法務局より交付された「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」でもお取扱いできます。

### 続柄を確認させていただく主な例

#### 例1 死亡一時金のご請求で後継年金受取人が未指定の場合 (被保険者=年金受取人の場合)

被保険者の配偶者が後継年金受取人となり、ご請求いただけます。

被保険者の戸籍謄本(コピー)が必要です。

請求者は  
被保険者の配偶者



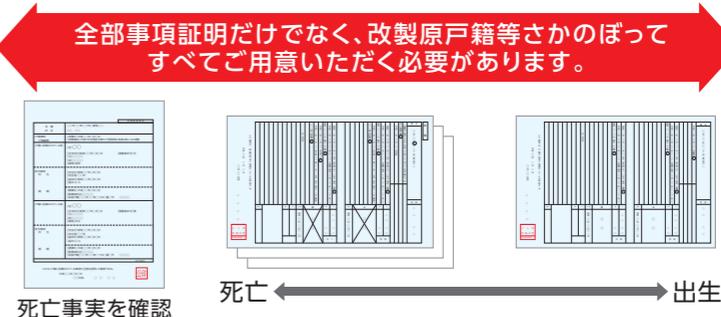
被保険者の死亡事実の記載があり、請求者が被保険者の配偶者であることが確認できる戸籍謄本(コピー)をご用意いただけます。

#### 例2 法定相続人の中から代表者を決めてご請求いただく場合

- 死亡一時金のご請求で後継年金受取人が未指定、かつ被保険者に配偶者がいらっしゃらない場合
  - 指定された受取人が既に亡くなっている場合
  - 死亡保険金受取人を個人名ではなく「法定相続人」と指定している場合 等
- 上記の場合は法定相続人の中から代表者を決めてご請求いただけます。

亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本(コピー)が必要です。

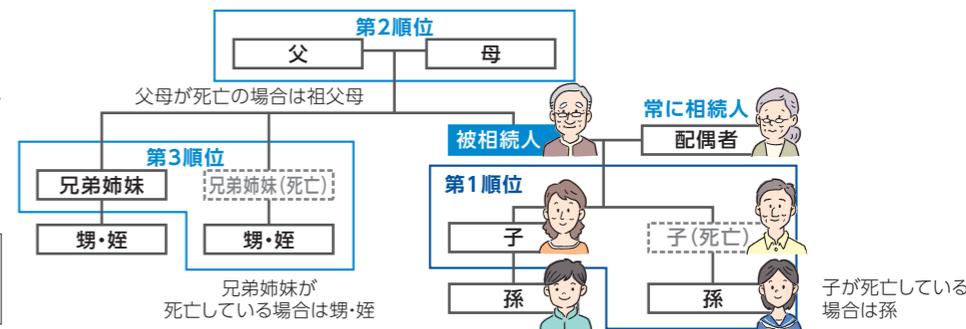
例えば、請求者が亡くなられた方のお子さまであることを確認する場合



- 「相続人代表者選任念書」または「相続人代表者選任届」をご提出ください。
- 「相続人代表者選任念書」または「相続人代表者選任届」にご記入いただいた方の印鑑登録証明書(発行から6か月以内の原本)が必要となります。

〈ご参考〉

「法定相続人」とは、民法で定められた右図の範囲の方です。



※養子縁組をされている場合も実子と同様に法定相続人になります。

その他ケースによって、複数の戸籍謄本をご用意いただく場合がございます。区役所、市役所等に十分に主旨をご説明のうえ、お取り揃えください。

## 5 受取人確認のための追加書類

受取人が以下に該当する場合、必要書類に加え、それぞれの書類をご提出ください。

### 受取人が未成年者の場合

#### ① 受取人と親権者の続柄を確認できる戸籍謄本(コピー)



・発行日より6か月以内のものをご提出ください。  
※世帯全員の氏名と続柄が記載されている住民票でもお取扱い可能です。

親権者

#### ② 親権者の本人確認書類

※受取人の本人確認書類の提出は不要です。

#### ■ 受取人が15歳未満の場合、請求書の記入方法が異なります。

受取人が15歳未満の場合

書類は「親権者」がご記入ください。

受取人が15歳以上の場合

書類は「受取人」がご記入ください。

「親権者」欄に親権者の方のご署名が必要です。

### 受取人が改姓・改名している場合

#### ● 改姓・改名されたことが確認できる戸籍謄本(コピー)

※本人確認書類に旧氏名および新氏名が併記されている場合はご提出不要です。

### 受取人が後見を受けている場合

#### ① 後見人の本人確認書類

※受取人の本人確認書類のご提出は不要です。

#### ② 後見人・被後見人であることが確認できる公的書類(コピー)

成年後見人の場合： 登記事項証明(コピー)

未成年後見人の場合： 未成年後見人の記載のある戸籍謄本(コピー)

※上記書類は、発行日より6か月以内のものをご提出ください。

※後見監督人が選任されている場合は、後見監督人の同意が必要です。

請求書の後見人欄余白に監督人のご署名および、監督人の本人確認書類をご提出ください。

※受取口座は後見人の肩書付の口座「〇〇成年後見人△△」もしくは受取人名義の口座をご指定ください。

※任意後見人の後見が開始している場合は、当社までご連絡いただき、お手続き方法をご確認ください。

#### ■ 受取人が後見を受けている場合、請求書の記入方法が異なります。

受取人名をご記入ください。

「後見人」欄に後見人の方のご署名が必要です。

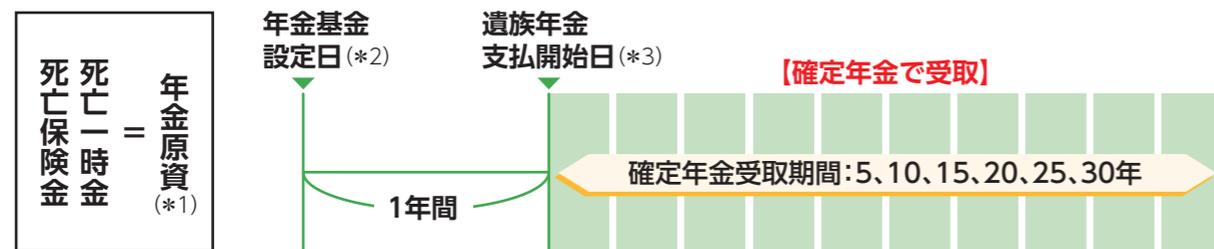
## 6 お受取り方法のご選択 **遺族年金受取**

以下に該当するご契約において、  
死亡保険金・死亡一時金は「一括受取」や「**遺族年金受取**」が選択できます

- 終身保険
- 終身移行型有期年金特約付加契約
- 個人年金保険の積立期間中
- 保証金額付特別勘定終身年金の支払中

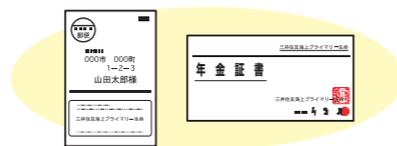
### 「遺族年金受取(遺族年金支払特約付加)」とは…

- ◆ 遺族年金支払特約を付加することで、死亡保険金(または死亡一時金)を年金原資として、確定年金でお受取りいただけます。
- ◆ 死亡保険金・死亡一時金の一部を遺族年金とし、残額を一括してお受取りいただくことも可能です。
- ◆ 遺族年金支払開始日は、年金基金設定日の1年後の応当日になり、以降、年単位の応当日が年金支払日となります。



- \*1 平準払商品において、死亡日時時点で未経過保険料がある場合には、その未経過保険料も死亡保険金に合算して年金原資とすることがあります。ただし、死亡保険金の支払を「円貨」受取で選択された場合に限りです。
- \*2 被保険者死亡前に遺族年金支払特約が締結されていた場合は、死亡保険金・死亡一時金の支払事由が生じた日となります。死亡保険金・死亡一時金の受取人の申し出によりこの特約が締結された場合は、締結日となります。
- \*3 年金基金設定日の1年後の応当日となります。以降、年単位の応当日が年金支払日となります。

「遺族年金受取」をご選択のお客さまには、  
「お手続き完了のお知らせ」と「年金証書」をお届けします。



※年金受取期間は5・10・15・20・25・30年からご選択いただけますが、遺族年金受取期間の最終受取時における遺族年金受取人の年齢が105歳を超える場合はお取扱いきれません。この場合、遺族年金受取期間を変更していただけます。

※遺族年金額が最低年金額10万円(外貨の場合には1,000米ドル/豪ドル/NZドル)に満たない場合は、一括してお支払いします。また、最高年金額3,000万円を上回る場合は、超過分を一括してお支払いします。

※請求書にご記入いただいた口座は毎年の年金受取口座となります。

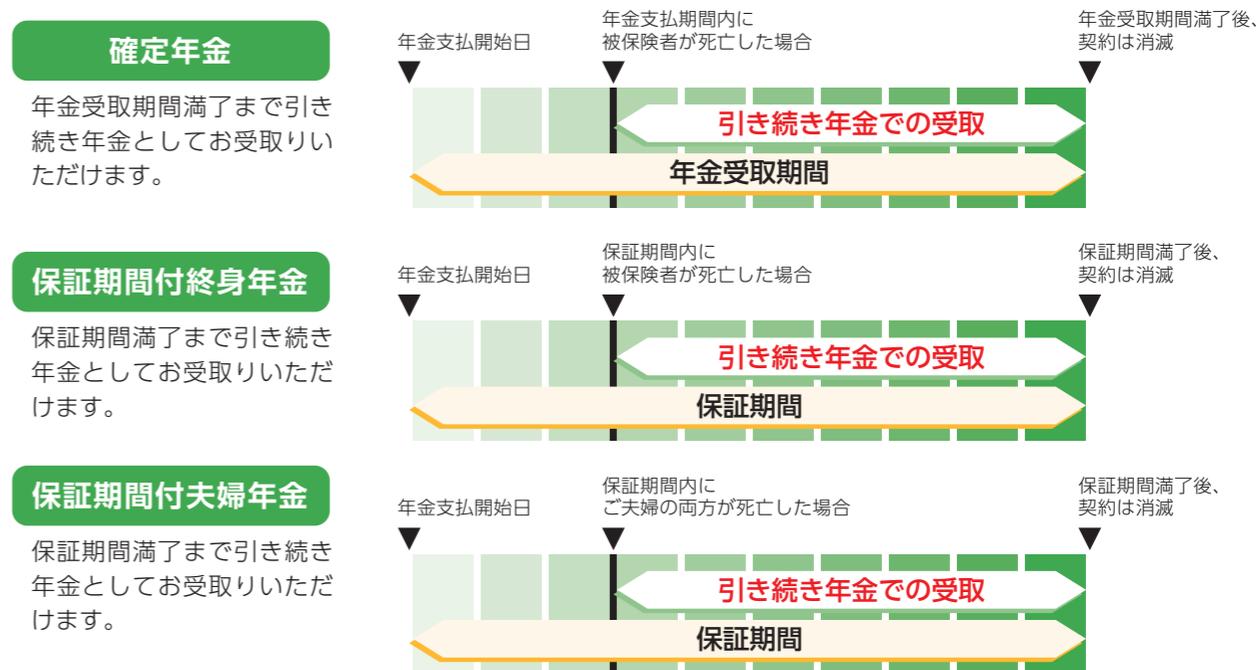
## お受取り方法のご選択 **引き続き年金での受取**

以下に該当するご契約において、  
死亡一時金は「一括受取」や「**引き続き年金での受取**」が選択できます

- 一般勘定年金受取中(個人年金保険、または、年金移行特約付加後の終身保険)

### 「引き続き年金での受取」とは…

- ◆ 確定年金は年金支払期間満了まで、保証期間付終身年金および保証期間付夫婦年金は保証期間満了まで、年金受取人に引き続きお受取りいただけます(年金の受取通貨を変更することはできません)。
- ◆ 年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人にお受取りいただけます。



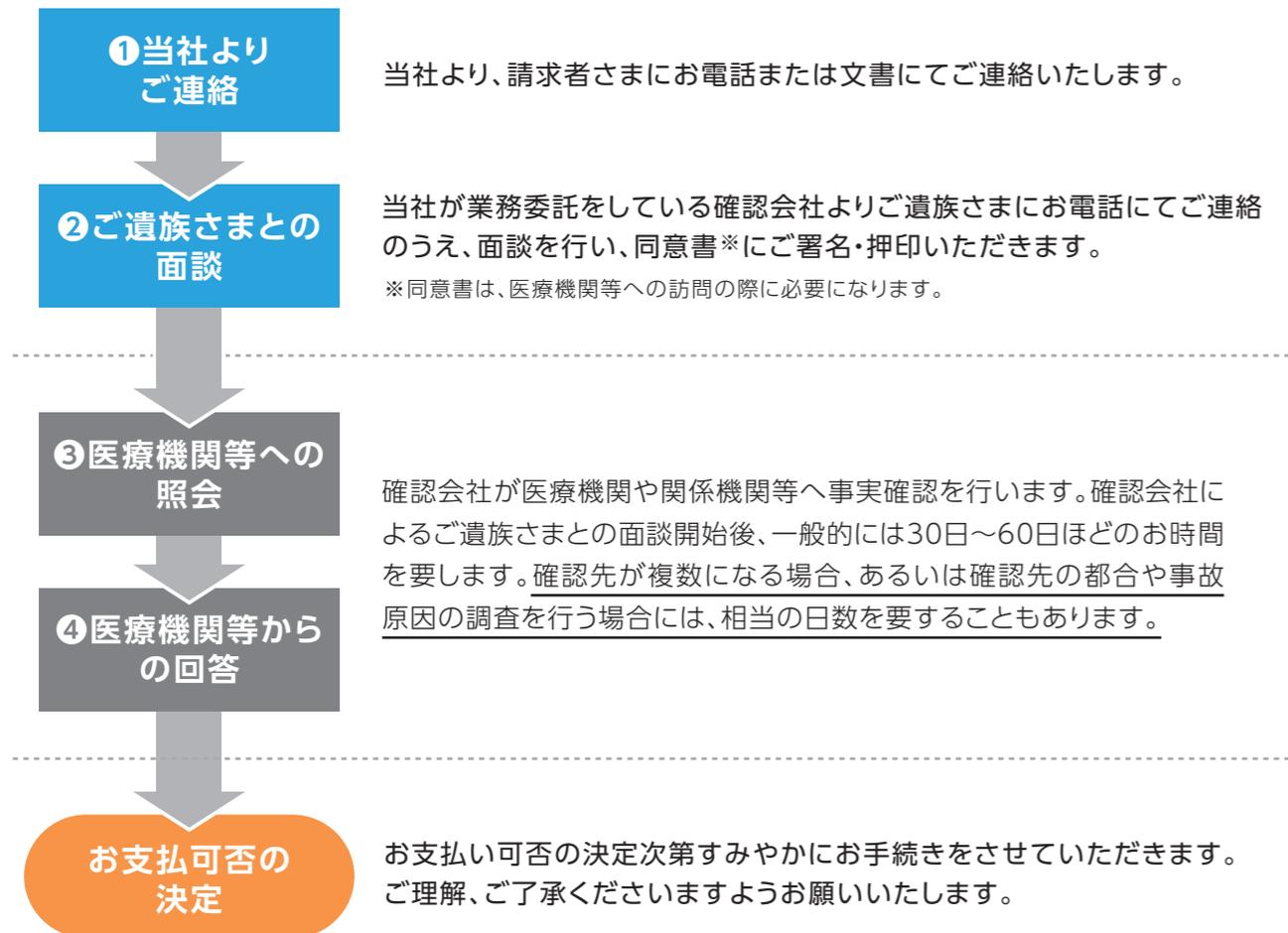
「引き続き年金での受取」をご選択のお客さまには、  
「お手続き完了のお知らせ」と「年金証書」をお届けします。



## 7 事実確認が必要な場合

事実確認が必要な場合、当社より請求者さまにご連絡いたします。**事実確認**とは、保険金等のお支払いの判断にあたり、**事故状況や死亡に至った経緯**などについて、**ご遺族さま・医療機関・関係機関等に事実の確認をさせていただく**ものです。

### 事実確認の一般的な手順



## 8 災害死亡保険金のお支払い事例 〈災害死亡保障がある場合のみ〉

**災害死亡保険金**とは、不慮の事故または所定の感染症(ペスト・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス等)により被保険者が亡くなられた場合にお支払いする保険金です。疾病以外の原因で亡くなられた場合は、同封の事故状況届をご記入のうえ、ご提出ください。(交通事故でお亡くなりの方は交通事故証明書をあわせてご提出ください。)

### 事例 ① 対象となる不慮の事故

災害死亡保険金は、「約款」に定める「対象となる不慮の事故」を原因とする場合にお支払いします。

#### お支払いできる場合

(例)階段で足を滑らせて転落し、頭を強打。「急性硬膜下血腫」をおこして亡くなられた場合。  
➡「約款」に定める「対象となる不慮の事故」の要件である急激かつ偶発的な外来の事故であるため、災害死亡保険金をお支払いします。

#### お支払いできない場合

(例)「脳梗塞」の後遺症のため、元々食物を飲みこむことが困難な状態(嚥下障害)になっている方が、食物を喉に詰まらせて窒息して亡くなられた場合  
➡疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある方の食物の吸入または嚥下による窒息は、「約款」に定める「対象となる不慮の事故」の分類項目から除外されており、災害死亡保険金のお支払いはできません。

### 事例 ② 災害死亡保険金の免責事由

約款に定めている免責事由に該当する場合は、災害死亡保険金をお支払いできません。

#### お支払いできる場合

(例)【被保険者の不注意】  
被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突して亡くなられた場合  
(例)【軽度の酒酔い状態での歩行中の事故】  
お酒に酔っていたが、横断歩道を普通に歩いていて、走行してきた車にはねられて亡くなられた場合  
➡被保険者の不注意などは、重大な過失(著しい不注意)とはいえないため、災害死亡保険金をお支払いします。

#### お支払いできない場合

(例)【被保険者の重大な過失】  
被保険者が危険であることを認識できる状況で、高速道路を逆走して対向車と衝突して亡くなられた場合  
(例)【泥酔状態を原因とする事故】  
泥酔して道路上で寝込んでいたところを車にはねられて亡くなられた場合  
➡高速道路の逆走など重大な過失があった場合や、泥酔状態を原因とする事故の場合は、免責事由に該当するため、災害死亡保険金はお支払いできません。

## 9 死亡保険金・死亡一時金と税金について

死亡保険金・死亡一時金に係る税金は、契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

### 死亡保険金・死亡一時金に係る税金の種類

契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
受取人が契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
受取人が契約者以外の場合	夫	妻	子	贈与税



### 外貨建契約のお取扱いについて

外貨建契約の税金のお手続きにあたっては…

- 円でのお受取りにおいては、円での実額が基準となります。
- 外貨でのお受取りにおいては、下表の通り外貨を円に換算した額が基準となります。

	円換算日	換算日為替レート
相続税の対象となる場合	支払事由の発生日	対顧客電信買相場 (TTB)
所得税の対象となる場合	死亡保険金／ 死亡一時金の支払日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)

※円貨でお受取りいただいた場合は、円貨でお受取りいただいた金額が税金のお手続きの対象金額です。

### 税金の申告期限と課税対象について

相続税	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申告期限:相続のあったことを知った日の翌日から10か月以内</li> <li>●他の財産と合わせて相続税の課税対象となります。</li> </ul> <p>*死亡保険金には「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)〈相続税法第12条〉」が適用されます。なお、年金支払期間中の死亡一時金については適用されません。</p>
所得税 (一時所得)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申告期限:所得のあった年の翌年2月16日から3月15日まで</li> <li>●他の所得と合算して所得税の対象となります。</li> <li>●その年の1月1日から12月31日までの間に他に一時所得がない場合は次のとおりとなります。</li> </ul> <p>課税対象額 = (受取金額 - 必要経費 - 50万円) × 1/2</p>
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申告期限:贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日まで</li> <li>●その年の1月1日から12月31日までの間に他に贈与されたものがなく、暦年課税の場合の計算方法は次のとおりとなります。</li> </ul> <p>課税対象額 = 受取金額 - 110万円(基礎控除)</p>

### 死亡保険金・死亡一時金を年金形式でお受取りになる場合にかかる税金

お手続き完了時	死亡保険金・死亡一時金を一括で受取る場合と同様の税金(相続税/贈与税)のお手続きとなります。
毎年の年金受取時	お受取り金額から必要経費を差し引いた金額が雑所得として所得税の対象となります。

個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

## “お支払い後”にマイナンバーのご申告をお願いすることがあります

このたびのご請求に伴うお支払いの後に、マイナンバーのご申告が必要となるお客さまへ、三井住友海上プライマリー生命マイナンバー専用事務局より「マイナンバー（個人番号）申告書」をお送りいたします。

**お手数ではございますが、ご申告につきましてご協力いただきますよう、お願い申し上げます。**

※ご申告が不要となるお客さまには申告書は発送されません。

### マイナンバー（個人番号）の申告について

- マイナンバー（個人番号）制度の運用開始に伴い、法令により、保険会社から税務署長あてに提出する支払調書に、契約者様・受取人様のマイナンバーを記載することが必要となりました。
- そのため、三井住友海上プライマリー生命での支払調書作成に際しまして、契約者様・受取人様にマイナンバーのご申告をお願いすることがあります。
- 契約者様がお亡くなりになっている場合は、受取人様に契約者様のマイナンバーについてもあわせてご申告をお願いすることがあります。

### マイナンバー（個人番号）の利用について

- 三井住友海上プライマリー生命では、ご申告いただいたマイナンバーは、支払調書作成事務に限り利用いたします。
- 翌年以降もお支払い（年金等）が発生する場合や、複数のご契約をいただいている場合には、ご申告いただいたマイナンバーを今後の支払調書作成時にも継続して利用することがあります。

#### マイナンバー（個人番号）制度について

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理、確認する目的等で活用されます。  
<マイナンバーに関する詳細はこちら>  
デジタル庁ホームページ <https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

MEMO area with horizontal dashed lines for notes.